

二十五日

一

西光寺へ

五軒 文峰軒 畠龍軒 万生軒 慈照軒 修嶺軒
十室 行室 岩室 学室 了室 伝室 蓮室 聞室

○「塩尻」は天野信景著。十八世紀初頭ころ刊行か。

遊行上人遷化に付、詞堂金十五両御寄捐、尤、御用
へ預置、年々壱石五斗づつ被下候事、

(参考)

(1) 「塩尻七」 相州藤沢清淨光寺座次列座の次第

俗に遊行寺と云

六寮 一寮 二ノ寮 三ノ寮 一留守居 二ノ留守居

居 三ノ留守居

六留守居 引手屋 箸屋 楊枝屋 編手屋 軸屋

箇屋

如此其名雅ならず、四十二世尊住上人、正其座次号
改む、

宝暦五年

四院 興徳院 洞雲院 東陽院 (ママ)へ桂光院

二庵 常住庵 等覚庵

○(文化十年六月二十七日写)

4 おかげ参り

(次ページ)

「鳥井家公私之日録」 〈抜書〉
「由利家公私之日記」 〈抜書〉

○前二史料を同年月日ごとに对照して並べた(○印=鳥井、
△印=由利)。

五月

近世遊行上人回来表

年 度	(上人名 (年齢))	先 遊 地	入 豊 日	出 豊 日	出立先	宿 坊	備	考
元禄12 (1689)	46世尊証	出 石	9月	—	—	光妙寺		
正徳4 (1714)	49世一法	"	6月23日	6月29日	竹 野	光行寺		
享保16 (1731)	50世快存 (60)	"	4月21日	5月 2日	"	来迎寺	送迎人足3郡で1600人	
延享2 (1745)	51世誠存 (64)	"	7月25日	8月 3日	"	光行寺	"	
宝曆9 (1759)	52世一海 (71)	出石→竹野	11月13日	11月16日	竹 田	西光寺	出石から竹野への途中、湯島で湯治	
安永2 (1773)	53世尊如 (61)	出 石	4月—	4月—	竹 野	"	送迎人足3郡で1400人	
寛政6 (1794)	54世尊祐 (60)	"	6月 6日	6月12日	"	"	同上 豊岡領と城崎郡で531人	
文化12 (1815)	55世 ^尊 智 (68)	"	5月25日	×	("")	("")	5月29日宿坊で病死	
文政8 (1825)	56世 ^尊 心 (67)	"	5月27日	5月28日	"	"		

○天保以降と推定される年の6月下旬に遊行上人一念が蕃守あて回来を予告しているが、当地での受入れの記録はない。
 ○豊岡市史上巻の回来表は当時の不完全な史料によって作成したため誤りが多く、ここに前史料等によって訂正したものを掲げた。

一町方より夥敷伊勢抜參致候に付、町々人數書上候様、
小頭殿より御申聞にて書附上候控、月番帳に有左の
通、

一五拾七人	京口町	一六拾二人	新町
一廿老人	小尾崎町	一三拾六人	宵田町
一四拾三人	寺町	一五拾武人	中町
一四拾八人	久保町	一三拾八人	下町
一廿九人	竹屋町	一拾九人	小田井町
メ四百五人			

右の外に永井町・新屋敷よりも凡四拾人斗参り候旨
誠に古今珍敷事の由、月番帳に記し有之故、写置、
文政十三年
閏三月
廿一日

○天氣宜、昼より雨天に成、

△雨天

一当春、阿波国に伊勢御祓(札ガ)より夫より夥敷伊勢參有之
候由、國所により同様の義にて勢州へ群參致候由、
先日已來當國にても上郡邊(氣多郡以南)に御祓ふり追々伊勢參致
候趣、尊致候、昨日、出石も御祓ふり候由申候、
然る所、今朝宵田町柄江屋善右衛門店に降、居申
人々見參致候故、拙者も參見候處、小きケン御祓
店に祭り有之、散錢撫(など)も大分打有之候、尤、今朝大
磯四方広右衛門にも札場へ出かけに宵田町にてひろ
い被申、村尾市左衛門にも御郭内表御門の前にてひ
ろい被申候由、善右衛門咄にて承候、不思議の事に
有之候、定て当所も追々參宮致可申哉に存申候、六
十年斗前にも有之候事に咄致申候、宝曆五年・明和
八年勢州へ群參致候由、其已前は宝永二年伊勢參宮
流行ると年代記に有、

一今日、宵田町柄江屋善右衛門方へ大神宮様御祓様店

の格子中へ有之候由にて町方追々夜迄に参り申候、

昨日、出石へも御幣降候様、追々評判いたし候、今

朝撫(など)も三十人斗御陰参り参詣いたし候様噂承申候、

六十一年目と相聞候、

一 来日市助、京都より帰り承候処、京都にても同様御

被様降下り候様、相聞へ、追々御蔭参り多、道中も

往来難相成位にて京都は存外賑々敷由に相聞候、四
国よりの参詣は十万人にも及候様、噂承申候、此節、
九州より参り掛候様、市助より咄承申候、珍敷事に

御座候、

廿二日 天氣

一 町方より御かげ参り追々有之候、賑々敷候事、
廿四日 天氣

一 今朝迄の処は十人斗参詣いたし申候、二郎吉も昨日、

小尾崎安三郎方迄出掛け(まづ)申候、然る所、家来善助・佐助抜参りい

たし、今朝、居不申候へども世間一統の事、致方も
無之、其まゝにいたし置申候、

一 昨日、勢州御祓降候処、不思義の事にて昨日より町
中追々男女子供ぬけ参致、昨日より彼是町中にては

三四拾人斗も参り候かと被存候、晚迄に又三四十人

も參、都合七八十人斗今日参候由噂致候、

廿三日 天氣宜

一 今日も伊勢参、町々より多く参候趣に相聞候、久保

町斗にても先達て西國順礼に出候者共拾七八人参候、

此度ぬけ参、此町撫(など)より参候十五六の子供は路料漸
南鎌壱斤位、或は拾匁又は金壱歩位の事かと被存候、

△天氣

一 町方より御かげ参り追々有之候、賑々敷候事、

廿四日 天氣

一 今朝迄の処は十人斗参詣いたし申候、二郎吉も昨日、

小尾崎安三郎方迄出掛け(まづ)申候、然る所、家来善助・佐助抜参りい

たし、今朝、居不申候へども世間一統の事、致方も
無之、其まゝにいたし置申候、

一 在方よりも今朝は追々参詣有之候、

○天氣宜

一おりう事、昨日昼後よりよもぎつみに参候由申、隣のおとくを連、ぬけ參致、出石迄参、拵致候趣に相聞候、此問中参度様子に相見へ候故、未初ての参詣故、此節群参の中は不宜候間、来歳にても、伊勢講参番当り候ば拙者同伴致、参詣、^(ゆる)寛と諸所見物為致旨申候へ共、右の通ぬけ出候故、今未明に出石迄万次郎を追手に遣し候処、出石鍋屋よりおりう兄弟の者三四人下男下女召連れ参詣為致候間、案申間敷旨申越、万次郎・おとく昼時出石より帰候故為参候、此問中、諸所にて伊勢御祓御守等をひろい候由、相聞候、小きケン御祓箱御祓又は御守或は御幣色々ふり候由に相聞候、今日迄に久保町斗も六拾人斗参候、一勢州へ御祓参夥敷群参に付、従御奉行所十町二ヶ村へ火用心等の御触被仰出、^(久保寺・永井)支配下三町共与頭一統呼出し申渡候、尤、御触帳に写置候、

一此度、御祓参に付、伊勢道中諸食物の接待、其外鳥

の間候、此問中参度様子に相見へ候故、未初ての参詣故、此節群参の中は不宜候間、来歳にても、伊勢講参番当り候ば拙者同伴致、参詣、^(ゆる)寛と諸所見物為致旨申候へ共、右の通ぬけ出候故、今未明に出石迄

目・馬・駕籠等の接待夥敷趣に相聞候、当所にても京口町大渡にて鳥目の接待或は笠・みの・わしき・わらじ・駕籠等の接待有之、^(奇)寄特の至に存候、

一御祓・御守等諸所にあり、ひろい申候、今日よりも追々夥敷参詣有之候、

△廿五日 天氣

一二郎吉参宮為致度、兼て安三郎へ連て参り吳候様申談置候処、おさ義参り無拠相止候に付、今朝申談候は一向我等参詣いたし子供三人とも召連可参哉と家内へも及談、福井御隠居へも申談候処、参詣夥敷趣故、双方安心事、右に相決可然に被申聞候に付、家内へも弥無拠参詣可致と相決可申哉と及内話候処お^(筆者妻)礼返答、存外の義に付、先相考可聞と存候事、

○廿六日 天氣宜

一昨今共支配町より御祓参追々出立致候、

一従御奉所左の通被仰出候旨、大庄屋より廻達有之候

故相触候、

御蔭參と号し俄に多人數伊勢參宮致候趣相聞候、
參宮の義は勿論の事に候へ共、田方繁多の砌故、

猶故障に不相成時節迄見合候様、御領中(よりより)寄々可
被申付置候、已上

閏三月廿七日

勝佐(田)次右衛門

大庄屋

孫左衛門

△廿七日 天氣

一今日は在方より御かけ参り弐百斗有之、

一中町中志の者相進め五百匁斗出来いたし候、松屋忠

兵衛宅店先にて老人に弐分宛と相定、施行取計申候、

世話人十人斗出張す、拙家よりも廿匁為持遣し候て

相頼申候、今日御かけ参りは百五十人斗と相聞申候、

在方よりの分にて如此、

廿八日 天氣

一今日は御影参り四百人斗往来有之候、右の人別へ施

行、中町より二十文づつ遣候、下町も同様に承候、

宵田町其外端町も十文位施行有之候、

一追々町方(被)在方へ御祓様・御幣も天下り候趣、日増に

相聞候、賑々敷事に候、中町よりも追々参詣人有之

候、十町都合千三百人程參候様に相聞申候、六十年

以前は漸四百人斗と老人衆の咄に御座候、

○天氣宣

一此度御蔭參夥敷事に付、小頭殿より人數書出候様申
來候旨、一昨日月番より廻文故、未參納と不申候へ
共、先づ左の通支配町取調書出し申候、

御蔭參人別

一男七拾七人 寺町

女五拾五人

メ百三拾弐人 内三人西国順礼善光寺参

外に弐人廿八日立、内男斗

一男四拾八人

久保町

女武拾八人

メ七拾六人 内四人西国順礼、三人四国参

外に武人廿八日立、内男壱人・女壱人

屋敷

文政十年の十町統人口三六三一人
惣メ千百五拾四人

一男拾三人

永井町

女拾三人

メ廿六人

三町分惣人數メ武百三拾四人 外四人、寺町・久保

町廿八日立

右の通參詣致候、尤、未參仕舞とも相見へ不申候へ
共、是迄の分如此に御座候、已上

閏三月廿七日 烏井忠左衛門

村尾市左衛門様

一去る廿二日より今日迄に町中御蔭參左の通、

百三拾九人京口町・八拾八人新町・八拾武人小尾崎
町・九拾五人宵田町・六拾老人中町・百拾武人滋茂

町・五拾九人竹屋町・百三拾四人寺町・七拾八人久
保町・廿六人永井町・百九拾人小田井町・九拾人新

廿九日 天氣宣

一御蔭參昨廿八日立、壱人下町・四人竹屋町・永井町

より五人、内男三人メ合拾人、是迄惣メ千百六拾四

に成、

一此度の伊勢參一統家並の事故、宮めぐり重の内配り

候義、下迎の節祝遣し候義、迎に參候義、參詣の者
より土産物配り候義等相互の事故、申談無用に致可
然旨、三町共組頭へ申述候、尤、外町も右の申談に
相間候、

△天氣

一今日も相應の參詣に御座候、

四月

世 朔日 天氣
近 中田立慶老参詣有之候、

二日 天氣
一先月より御蔭參と申、追々参宮いたし候に付、子供
ども参宮致度、追々相願候に付、我等召連可参に家
内申談候に付、明日出立可致と相決申候、

○天氣宜、夜雨降

一町方御蔭參少く相成候へ共、日々少々宛は出立の者
有之候、此節(城崎郡北半分)は下在・竹野等より夥敷参詣にて当町
通行致候趣相聞候、昨日より寺町も町内より志取集
め奈佐口より出候参詣人へ大磯屋後家(店)見せて鳥目
老人に拾文づゝ接待取計候趣申出候、

一町々接待場店に幕を張、大神宮御祓を祭り幟を立、

張燈を立、町の印か、ほこの見送りを立、世話人多
出居申、甚賑々敷事に有之候、京口町・小尾崎町・

宵田町・中町・下町・御船町・小田井町・寺町等に

て有之候、鳥目・赤飯・笠・みの・わしき・わら
じ・酒・道中菓・駕籠、其外様々接待有之、当所撫(など)
にて珍敷事に存候、去る十九日より廿日に至、伊勢
火災有之候由、噂致候へ共、外宮共申、内宮共申、
未下向の者無之、碇(いわ)と致候も相聞不申候、

三日

△雨天

一今朝丹後屋庄三郎殿子供兩人被連立、夕参宮御出立
御座候、
一我等も悴二郎吉・娘お猶・供家来与七召連、昼より
御参宮出立いたし申候、

是より道中記に委記(くわしく)し候、此日記へはあらく写し
置候、

一四月七日晚京著、八日滞留、東山見物す、九日朝京
都出立、十四日勢州宮廻りす、

一十五日勢州滞留、十六日勢州山田出立、

一四月十六日、六軒より大和路へ廻り申候、

一四月廿二日、京都迄下向いたし申候、中川家へ、

一四月廿七日朝、京都出立、中川氏へ在京中滞留いた
し申候、廿七日七ツ時昼、舟にて大坂南本町壱丁目
柏屋利兵衛方へ止宿いたし申候、尤、京都は境町六
角下る処かい屋治兵衛より差図いたし被呉候、

一四月廿八日・廿九日、大坂滞留いたし申候、

一晦日、能勢妙見社へ参詣いたし申候、

一五月朔日、丹後河守(元)本伊勢様へ参詣いたし申候、三

日晚、峰山丸田兵太夫殿方へ止宿、四日丸田家へ滯
留、家来与七帰し申候、

一五月節句七ツ過、無滞帰宅いたし申候、
物日数メ三十三日かゝり申候、

内訳 十二日 雨天

九日 天氣宜

一久保町宮津屋七右衛門参宮下迎致(向)、京都よりおりう

四月

○四日 朝少雨天、昼より晴

一伊勢參宮先月廿三四日立にて若く達者成ものは今日
追々下向致候、婦人撫御蔭參を當て路料一向持不申
者は京都より先き通行成かたき沙汰にて京都より帰
り候者も大分有之哉に相聞候、

六日 天氣宜

一町方接待の義、参詣人際限無之事故、追々相止め候
由相聞申候、

七日 雨天

一伊勢參宮此三四日追々達者成ものは下迎致候(向)、婦人
の子供を壱兩人もつれ接待を當てに致、路料少分に
て飛出候者は難義致(儀)、京都へ居泊申、路料差登し呉
れ不申ては難帰段、昨今下迎(向)の者へ伝言申越し候噂
に相聞申候、

書状差越安堵致候、去月廿四日出石發足、廿七日京

都著、廿八日京都發足、当月二日宮繞り、六日京迄

下迎致、皆々達者の趣申越候、

十一日 天氣宣

一伊勢内宮火災の儀、此間中追々下迎の者より承候へ

ば実説に有之候、先月十九日晚より廿日朝迄、町家

五六百軒、宇治橋も焼落、末社漸三三宇残り不残燒

失の由、併御本社は不思義に少しも無故障御残りの

由承之、

十二日 昼より雨天、晚大雨

接待

一近所の婦人参宮下迎致、おりうより伝言申越候、今
晩、出石迄下迎致候趣申越し候故、明日天氣能候は
ば迎の者可遣と申談候、

十三日 大雨

一おりう迎に今日出石へ可遣の処、大雨にて風強く候
故、明日差延し今朝此町より参宮出立の者へ此趣伝

言申遣し候、

十五日 天氣宣

一おりう参宮土産、無拋方斗少々、今日配り申候、

十七日 少し雨天

一参宮人別、先月廿日記録に相記し置候へ共、夫より
又追參有、人數相増候故、尚又重て相記し候、今以
參治り不申、少々宛は參詣有之候、

閏三月廿二日より

一百五拾武人 京口町 男女子供に至

鳥目百文づゝ 廿二日より廿四日迄

五拾文づゝ 廿五日より廿八日迄

廿五文づゝ 廿九日より四月朔日迄

十五文づゝ 四月三日より七日迄

廿二日より四月七日迄

廿九日より四月二日迄

草鞋

駕籠五挺

一九拾六人

新町

接待

鳥目拾五文づゝ

廿九日より四月五日迄

鳥目廿文づゝ

廿七日より四月三日迄

拾貳文づゝ

四月四日より八日迄

はつたい 壱合

外に薬・棒・わしき・竹杖・草鞋

わらじ 壱足

一百拾六人

下町

駕籠五挺

接待

一九拾四人

小尾崎町

接待

鳥目 五文づゝ

廿五日より四月五日迄

煮豆・わかめ

わかめ少し

駕籠三挺

和中散少しづゝ

廿七日より四月朔日迄

一百五人

宵田町

接待

廿七日より四月四日迄

一金武歩三朱、六地蔵村藤兵衛より出す、

赤飯・酒・菓・わらじ・わしき・したし・煮豆・駕籠三挺

右は自身参宮可致(つもうり)積にて路料用意致候所、其子道中筋を案じ差留め候由にて右路料下町接待場へ致持參、

施行に執斗異候様申候由、軽輩の者にて寄特(奇)の至に

中町

一七拾四人

接待

一九拾六人

新町

接待

鳥目廿文づゝ

廿七日より四月三日迄

拾貳文づゝ

四月四日より八日迄

一百拾六人

下町

接待

駕籠五挺

鳥目廿文づゝ

廿七日より四月三日迄

拾貳文づゝ

廿七日より四月三日迄

接待

鳥目 五文づゝ

廿五日より四月五日迄

煮豆・わかめ

わかめ少し

駕籠三挺

和中散少しづゝ

廿七日より四月朔日迄

一百五人

宵田町

接待

廿七日より四月四日迄

一金武歩三朱、六地蔵村藤兵衛より出す、

赤飯・酒・菓・わらじ・わしき・したし・煮豆・駕籠三挺

右は自身参宮可致(つもうり)積にて路料用意致候所、其子道中筋を案じ差留め候由にて右路料下町接待場へ致持參、施行に執斗異候様申候由、軽輩の者にて寄特(奇)の至に

世存候、

近一式百壱人

小田井町

メ千式百六拾人

接待

鳥目拾式文づゝ 三月廿五日より

同 六文づゝ 四月朔日より二日迄

草鞋・草履・小杖・刻煙草・笠・駕籠二挺

一九拾人

新屋敷

接待中、新屋敷より

駕籠四挺

廿三日より廿五日迄

同 拾挺

廿六日より廿九日迄

鳥目拾式文づゝ

廿八日より四月朔日迄

一六拾三人 竹屋町

一三拾六人 永井町

一九拾四人 久保町

一百三拾九人 寺町

接待奈佐口より出候、在々參宮人へ鳥目拾文づゝ

四月朔日より五日迄

十町二ヶ村惣人數

廿日 天氣宣

一伊勢參宮、今に町方より少々宛は參詣有之候、町方接待は最早一向無之候へ共、此節九日市・佐野村等より駕籠の接待致日々、町在へ下迎(向)の者を当町迄送り來り賑々敷事に候、

五月

△六日 天氣

一勢州にて此度の御蔭參り模様承候処、閏三月十日頃より廿五日頃迄は參詣人數毎日十万より十式参万人往來いたし候旨承申候、我等參り候節は三歩(分)一に減し毎日渡場の積り四万人と申事に承り申候、先年六十年前とは格別多人数の様に相聞へ申候、後年為考

記置、(筆者名)茂時

十三日 天氣

一出店お紋・お岩、出石より罷帰り申候、先達て勢州

参詣、先月晦日(出石)長良迄下向、今日小兵衛様御送り旁

御出被下候、少昏入帰宅、尤(八社宮)五条迄迎出申候、

5 神社

(+) 「社家頭触」信部脩氏藏

○六月八日 天氣宜
一丹後成相山の麓、府中柄尻村に一の宮太神宮と申伊勢太神宮の旧跡有之由、先月十日頃より実偽は不知、

色々不思議の咄有之、國中より御蔭參と申、夥敷參詣有之、轡撫(など)は数百本、其外作り物の奉納物數多有之、宮津表は勿論、道中筋駕籠の接待等多、賑々敷由に相聞候、然共、未他国よりは参詣も相聞不申候、当國は竹野辺始在々より勢州へ不參者撫參詣致、當町よりも少々は参詣致候、不思儀の事に存候、

一巫女は神道勿論也、以許状を着生絹の舞衣・赤地の千磐(くわん)を、神楽湯立(ゆだて)祓等(はら)を可致修行、猥着不法の装束を天冠(てんくわん)え掛け用、令長柄笠を所持義可為無用事、

一掛結袈裟・輪袈裟を、持珠数錫杖を、読仏経、唱諸真言、以修驗道の作法を神事令修行事、曾以不可有之、社家巫女共に神道の以作法を可令修行之、若此

覚

一従 御公儀被 仰出候御条目五ヶ条の趣、今度御本所より被差出候御下知書の通、堅可相守者也、并所神々の神号猥改(ひじけい)、無古例新社造立可令停止之、世家巫女吉田の裁許状為許受令上京輩は社家頭へ相断、添狀取可致上京事、

一巫女は神道勿論也、以許状を着生絹の舞衣・赤地の千磐(くわん)を、神楽湯立(ゆだて)祓等(はら)を可致修行、猥着不法の装束を天冠(てんくわん)え掛け用、令長柄笠を所持義可為無用事、

旨令違背者於有之は急度可加吟味事、

右の通、向後可相守者也、

享保三年成

社家頭

九月十一日

大石攝津守

諸社家中

相手 高木備前
高木數馬

(二) 小田井・日吉社争論一件

(1) 「小田井社訴状」 日吉神社藏

乍恐書付御訴訟奉申上候

京極甲斐守領分

但馬国城崎郡豊岡

小田井県大明神神主

従五位下

大石 紀伊

一訴訟人大石紀伊申上候、小田井^{へあがた}県大明神は当国大社にて往古は社領有之、一鳥居は社頭より五拾丁南氣多郡城崎郡の境左野村下り松矛立と申所に有之、豊岡町惣鎮守にて古来は敷地に御座候、社地境内右神社不残私支配仕、神祇道吉田殿の執奏を以、前々より官位 蒙勅許、天下泰平万民豐樂の御祈禱無怠慢執行仕、近郡の社家頭職仕候に付、配下の社家神子等受領仕候節は私添簡仕來候、然る処、古来當社の社僧正法寺の鎮守山王權現有之、前より遷宮并神事(遷。以下同)祭礼私方より相勤來り候處、右社僧退転仕候に付、
神子男伝太夫と申者、山王權現の社人に付置申候、
神子男伝太夫と申者、山王權現の社人に付置申候、

神祇道法式差圖を請不申我儘に相勤候出入

同御領分

同國同郡同所私下社家
山王權現社家

然る処、當備前義受領仕度旨私方へ相願ひ候に付、

寺社

任其意吉田殿へ添簡仕、受領為仕候処、八年以前忤

御奉行所様

数馬継目の受領為仕度旨私方相願候へ共、近年備前・数馬父子我儘に仕候に付、前々の通私方出勤仕

其上神祇道法式差図を請、相勤候様申候処、却て我儘申候付(レ)、依之吉田殿へ相願候へ共、段々御取計、

山王神役の義落着迄双方より相勤申間敷旨被申渡置、種々御取計ひ有之候へ共、相済不申候処、備前理不尽に山王祭礼相勤、我儘仕候に付無是非御訴訟申上候、何卒、右相手の者ども被為 召出、御吟味被成

下、前々の通り山王社御靈両社の遷宮神事祭礼、私相勤候義難渋不仕、神祇道法式差図請候様被為仰付被下置候はば偏に御慈悲と難有奉存候、以上

但馬国城崎郡豊岡

(2) 〔山王社答弁書〕 日吉神社藏

乍恐以返答書奉申上候

京極甲斐守領

但州城崎郡豊岡

山王權現社家

高木 備前

此度同郡小田井県明神の神主大石紀伊より私共并に忤数馬へ相掛り私持山王權現社職の儀に付、品々申立御裏御判頂戴相付候に付、奉畏右次第左に奉申上候、一豊岡山王權現は境内御除(地)にて七町の産子有之、且御領主御信仰の余り武家町共に都(チベ)て御神徳を奉崇敬、

至て繁昌の神社に有之候、尤、古代の義は旧記焼失に付不相知、慶長四年より私先祖高木与兵衛を中興

訴訟人 大石 紀伊

と仕、其子与吉郎より段々新左衛門・三太夫・九郎太夫・新三郎・伝太夫并に私迄九代山王御靈宮共社職相続仕、依之右社頭に付、聊の破損修覆等有之候ても毛頭無綺私方にて修理仕来、勿論神子職兩様にて神事祭礼無闇如是迄相勤來たり候処、今般紀伊申立候趣は右山王権現は県明神の社僧正法寺の鎮守にて有之候処、社僧正法寺退転後は神子男伝太夫を始て社人に付置候由、此義跡方も無之、私并於豊岡市中ても右駄正法寺の正説未不承、然る上は中々近來の儀にて無之、何百年以前の儀を申立候哉、何共不束成義と奉存候、且、山王遷宮の義、是又紀伊仕來の趣申立、旁不埒と奉存候、此段乍恐古代の風儀は都て質素に有之、私家代々社職の間、受領等相願候者無之、依之表立候神事祭礼等の砌、奉重神威、慶長十八年(ママ)八月高木与兵衛代、宮修覆遷宮に付、真言宗同所妙楽寺を相頼み是より万治年中迄表立候神

事の節は右妙楽寺を雇來候処、万治三年に至、年来の儀故、失先例を謝礼の外、散物等を可分取の旨、時の妙楽寺申之、既に及出入候処、其節の御代官五味備前殿御取斗ひを以、事相済申候、右の済口私方に所持仕罷有候、依之、其以後は妙楽寺雇候儀相止、幸(い)紀伊祖父大石兵庫其頃吉田官仕罷有候に付、元禄三年より右妙楽寺雇の形を以、兵庫を相頼、神勤の度々為謝礼銀壱枚宛、是又遣來候儀紛無之候処、當職紀伊に至、如何様心得候哉、御本所御糺の節も右山王は大石家勤続の社にて古来より神事祭礼遷宮等自分に致來候旨、又候、此度も右准候義、彼是申立候へ共、一駄不都合成義甚難得其意、畢竟は両社の所務全可掠取(たぐ)巧みと奉存候、

一去る丑年、前書の出入御本所にて御糺の節、山王神役の義は出入中双方差控可申旨御下知有之候処、備前理不尽に祭礼相勤候旨申立候、此段御本所御下知

の趣は出入落着迄、山王神役吉田殿へ御預り被置、為御名代同国二方郡中島大隅へ被仰付候由に御座候処、其後寅年に至、私御本所へ被召出被仰聞候は先達て申間置候山王神事祭礼の義、兎角先規の通り可相勤の旨被仰渡候に付、右の趣を以、取計候儀にて私理不尽の義、曾て無御座候、

一神祇道法式紀伊差図を請不申、私親子我儘仕候旨、是又申立候処、吉田殿御触又は臨時の神事等に付、古格難相知義は触下の儀故、何れ共差図乞請可申儀候へ共、先例嚴重の仕来り有之候神事に付、狂^(まげ)て差図を請可申謂^(わね)、決て無之奉存候、元來紀伊方より前条の出入申懸候発端は此節触頭の權を以、一概に神祇道法式の差図と号し山王御靈両社の所務、品能可奪取手段に年来巧置候義、紛無之奉存候、此段私儀養親伝太夫跡享保年中より相続仕、私社職に成、始て享保十六亥年惣旦家の者共受領の儀相勤候に付、

前後思慮仕候処、無階の祠官は誠以、輕する神を道理、此節幸と奉存、右の趣、触頭大石摂津へ申立、

吉田殿への添状相願候処、摂津父子私へ申間候は右添簡の義吉田殿兼て被仰渡候御定制有之、触下一統其義にてそれのみ一札不差出候ては添簡難成旨申立候、此義摂津父子兼て巧の強証とは聊心付も無之、然る上は書付差出可申の間、草案認給候様申べく候処、則認遣し候を披見仕候処、受領願の義に付、添簡賴の一札にて神事祭礼等は先規の通と認有之、何分添簡賴の一札、尤、遷宮等の義を書入候へ共、是又先例仕来の上は外に滞候子細も無之義と相心得、則右一札相渡、添簡申受候、然る処大石父子共私欲の一端と仕、是より年中仕来の神事式迄、御本所御下知の由を申、様々の故障申懸相妨候へ共、触下の儀不及力、無是非任其意に置、暫見合罷有候処、当拾ヶ年以前、猝数馬繼目願の義に付、尚又添状相願候処、

例の一札可差出旨申立に付、弥後証の巧みと心付候に付、右願の一札差出不申候、依之、此一段より事起、双方争論と相成、既に御本所の御糺を奉請、双方御吟味中、先証文の次第、御不審の由にて御尋御座候に付、右証文の義は當御役所御下知の由、勿論大石家触下の分は右一同の一札差出添簡請來候旨申之に付無拠、右一札相渡置候旨申上候處、御本所御役人中御聞届の上、以の外相違の義右躰の被仰渡(候)は大造に申立候へ共、縣明神は縁記式又は神名帳等にも小社と記し有之候を是式聊の義迄も偽申立候心底、何共覚束なく候、此末何如様の横道可申掛も難計奉決て無之旨にて右始末紀伊へも御糺御座候處、此節紀伊一言の申開きも無御座候處、兎角右躰御本所の御糺も不相用何分先書の一札又は神勤等に付、押て取置候頼証文等を以、此度の要文と仕、右の社職は神子男伝太夫を始て社人に付置候扱、種々に構虚妄を取捨申立候へ共、一図符合不仕義、此外何等の証跡有之候哉、私義は右山王御靈共慶長四亥年より凡百六拾年余、先祖代々社職相続仕来、外より預り候

義、決て無之候処、紀伊出訴の趣一図難心得奉存候、前条の通り少も相違不申上候、別て当職紀伊に至、惣躰自分の權威を以、毎度新規を相企、私曲不正の取計にて触下の私共至て迷惑仕候、既に此度の出訴にも縣大明神は當國大(第一)の大社にて豊岡惣鎮守の旨、大造に申立候へ共、縣明神は縁記式又は神名帳等に存候間、何分御慈悲を以、右事実(はやや)逸々御吟味の上、以来私持山王御靈両社に付紛無之、勿論御本所御定式を被相守、継目添簡願等も故障差出候様被為 仰付被下置候はば偏に難有奉存候、此外委細の義は猶又御吟味の節、口上にて可申上候、以上

但州城崎郡豊岡

明和元申年六月

山王權現社家

高木備前

寺社

御奉行所様

承応年中正法寺退転後、神主持に相成、紀伊先祖より

右神主も相勤、備前は紀伊代々配下、小田井県大明神
(神子イ)の巫職にて正法寺退転以後は山王の掃除等相勤候故、

自然と山王の巫と唱来、紀伊祖父摂津代、備前養父巫

(3) 「小田井社訴状」 小田井県神社蔵

差上申一札の事

但馬国城崎郡豊岡町小田井県大明神の神主大石紀伊訴
上候は同所山王權現社家高木備前は配下にて神祇道法
式差図致來候處、備前儀我儘に相勤、差図受不申候に
付御吟味奉願候旨訴上之候、相手同所山王權現社家高
木備前言上候は大石紀伊は同國二方・城崎・氣多三郡
神職の触頭にて備前も配下故、神祇道法式差図を請來、
我儘に相勤、差図請不申儀、曾て無之旨言上之候、右
出入被遂御吟味候處、紀伊祖父摂津代より同國二方・
城崎・氣多三郡神職の触頭相勤候、
山王權現は小田井県大明神の社僧正法寺鎮守に候所、

の通氏子連印の書付可差出旨申渡候処、遷宮神事祭礼等、備前心儘に為致度由にて氏子共連印不差出、去子の年備前父子致上京候間、紀伊も上京致、前々よりの訳、吉田家へ申立、遷宮神事祭礼并添状等の儀、先格の通致度旨、紀伊相願、翌丑の年備前并氏子惣代呼出し吉田家にて糺有之、右の者共申分難立、先格の通受領願の添状致候様申渡有之候へ共、氏子惣代請印不仕候故、出入片付候迄、社役を吉田家へ預り候旨申渡し有之、紀伊備前共請仕罷帰候、後、右丑の年九月山王社役を同郡浜坂村社家中島大隅へ吉田家より代官申付候處、大隅・備前・氏子共馴合、臨時の祭礼と申、神輿を出、備前も出勤致候に付、又候、吉田家へ申立、翌寅十一月遷宮并臨時祭礼の節、紀伊出勤の儀、数馬受領願の節紀伊より添状を請、諸事先規の通り可相守旨、吉田家にて裁断有之候へ共、備前請印不仕、翌卯九月山王祭礼の節、紀伊出勤仕候所、備前氏子と馴合、

社内へ入不申、翌辰年備前方へ吉田家より書状到来、右飛脚紀伊方へ参り候に付、備前名代差越可受取旨申置候処、名代差越不申、右飛脚を備前方へ遣、書状は受取候へ共、請取書不差出候故、飛脚の者右書状持帰、吉田家へ返却仕候、且、去る午の春、備前并氏子惣代、吉田家へ呼出し有之、前書寅年裁断の趣、請書申付有之候へ共、請印不仕、右午夏豊岡町出火有之、誰に候哉不相知、御靈社を持出し火鎮り候後紀伊方へ一応の届も不仕、地鎮祭の清めも不致、備前我儘に元の社地に遷宮仕候、且又、備前儀厄神塚を拝、厄神祭の規式相勤候儀も古例無之、吉田家の免許は勿論、紀伊差団致候儀も無之所、神祇道御条目相破候旨、紀伊申上候へ共、十四年以前御靈の遷宮備前相勤候儀、其節誤証文取之事済候儀、正法寺退転後山王の掃除相勤候故、自然と山王の巫と唱へ來り伝太夫を自愛を以、社家分に致候由の儀、申口迄にて証拠無之、元文三年迄山

王社上家四年目に葺替仕、其度に正外遷宮紀伊相勤候処、右半年以来差茅と唱、遷宮不致、平人を屋根へ揚候由の儀、領主役所へ御尋被遊候処、右葺替修覆共領主より申付候へ共、四年目に葺替致候事無之、破損有之候節は其度に備前願の上領主より申付候旨、右役人中より書付差上ヶ四年目に葺替致、其度に遷宮、紀伊勤候由の儀も御取用難成、勿論平人を屋根へ揚候儀も備前一己の取計には無之、去る卯九月山王祭礼の節、備前氏子と馴合、紀伊を社内へ不入申、其外豊岡町出火の節、届も不致、地鎮祭の清め不仕、御靈の遷宮致候由の儀も類焼後小屋掛にて普請出来不致候故、遷宮には無之旨備前申上之、厄神塚を拵、厄神祭致候由の儀も御糺の上、年中の古札・注連飴松等焼払候迄厄神塚には無之上は紀伊可障様無之、相手備前儀慶長年中より山王權現御靈両社の社家職相勤候へ共、正法寺退転後掃除等相勤候故、巫男抔と唱へ来候儀は無之、代

々無官故、右両社共遷宮の節は豊岡領の内妙楽寺村妙樂寺を頼來候処、遷宮相勤候に付、万治年中賽錢を半分分取、竹木も山王境内にて可伐取旨、妙楽寺申之、高木新兵衛代及出入候処、遷宮の節斗り頼候に相決し、其後宝永年中初大石兵庫を頼、其より代々紀伊方にて遷宮勤貰、為謝礼、其度々銀毫枚宛差遣し、尤、紀伊は城崎・二方・氣多三郡神職の触頭にて備前も配下故、諸事紀伊差図を請、相勤、神祇道法式相背候儀無之旨申上候へ共、数馬受領願候節、先格有之上は氏子連印の書付を以、紀伊方へ相頼、同人添状を以、吉田家へ可願處無其儀、去る子年吉田家にて裁断有之、請印及難渋候に付、出入片付候迄社役を吉田家へ預り中島大隅へ代官申付候処、氏子共届に任、大隅及差図候、去る丑年臨時の祭礼の節、神輿を供奉仕、殊に右躰神輿を出候節は紀伊を頼、神輿遷宮致來候段無相違処、大隅・備前兩人にて相勤、勿論兩人共吉田家より咎め申

付事済候儀に候へ共、我儘成致方、去る辰年從吉田家の飛脚到来致候て書状請取書可差遣處、無其儀、去る午の年吉田家にて猶又裁許有之候処、是又請印及難渋御裏判相付候後、右請印差出候段、かねがち旁不埒の至、大隅儀も吉田家より代官申付有之上は臨時祭礼の節、綱氏子共届候共備前に神輿供奉為致間敷儀、勿論吉田家より咎め申付、事済候儀には御座候へ共、不束成取計方、氏子惣代伊右衛門儀も吉田家より大隅へ代官申付有之處、臨時祭礼の節押て備前へ供奉為致、殊に吉田家にて裁断有之候処、請印及難渋候段、旁不埒の至、其外双方無証拠申争は御取用難成候、依之、今日久世出雲守様御内寄合於御列席被 仰渡候は紀伊儀山王権現并御靈の遷宮其外山王臨時祭礼の節出勤致候儀は先格の通に相心得、備前儀も右両社の遷宮并臨時祭礼の節は紀伊を相頼、為謝礼銀壹枚遣候儀も先規の通りに致、受領致候節は氏子連印の書付を以、紀伊方へ申立、同

人添状を以、吉田家へ相頼、山王上家貲替修覆は是迄の通りに相心得、神祇道法式は諸事紀伊差図可請候、且、出入中吉田家社役を預り中島大隅へ代官申付候処、神輿の供奉仕、其上吉田家にて裁断有之候所、兩度迄請印滯候段、旁不埒に付、急度御咎め可被遊候へ共、其後請印差出し其外旧年事済候儀に付不被及御沙汰、大隅儀氏子届候とて臨時祭礼の節備前に神輿の供奉為致候段、不埒に候へ共、吉田家より咎め申付相済候事に付不被及御沙汰、氏子惣代伊右衛門儀吉田家にて裁断の節請印滯候段不埒に付急度御叱り被置候間、以来双方致和融、及爭論間敷旨被 仰渡、一同承知、奉畏候、若相そぞき背候はゞ何分の御咎めにも可被 仰付候、為後証連判一札差上申所依て如件、

京極甲斐守領分

但馬国城崎郡豊岡

小田井県大明神の神主

明和二乙酉年

訴訟方

十一月廿七日

大石紀伊

同所

山王権現社家

相手方

高木備前

志村新左衛門御代官所(久美浜)

同国二方郡浜坂村

社家

中島大隅

京極甲斐守領分

但馬国豊岡町

氏子惣代

伊右衛門

一備前儀先御裁許を背候筋には無之候へ共、神祇道法

式は諸事紀伊差図可請旨の御裁許に候間、例年の神事神楽に候共、紀伊へ相届け可取計処、近所出火の節御靈璽の箱、先達て出来候の宮へ入、其儘差置、翌年神事神楽致候故紛敷、既に御領主にて咎も有之、

其外御吟味中御伺も不申上、山王上家の修覆拵いたし候故押込被仰付候、

一數馬儀得と趣意弁も無之惣代に罷出、相違の儀強て申張候始末不埒に付御咎可被仰付処、数日揚屋へ被

寺社
御奉行所

(4) 「判決誓約状」 日吉神社蔵

差上申一札の事

紀伊儀備前并懃數馬神子式部氏子の者共を相手取、備前先御裁許を不用、我儘いたし、其外の者共も馴合取

計候旨、御訴申上候一件、再応被遂御吟味候上、銘々左の通り被仰渡候、

遣置候故を以御宥免被遊候旨被仰渡候、

一紀伊儀先御裁許証文に備前は山王御靈社家と有之處、

今般の訴状に御靈宮守と認候故、不埒に付急度御叱

り被置候、

一其外の者共は無御構旨被仰渡候、

一璽の箱内に有之紛敷木像は御取上、以来の神体は備

前より紀伊へ申立、紀伊より吉田家へ伺、差図を請、

以来例年の神事にても紀伊へ相届け一己の了聞を以、

不取計、先御裁許を守り双方可致和融旨被仰渡候、

右の通、今日太田備後守様御内寄合於御例席(列)に被仰渡

候、一同承知奉畏候、若相背候はば重科可被仰付候、

為後証御請証文仍て如件、

京極甲斐守領分

同領分

同所

山王

社家

御靈

高木

備前

同人伴

数馬

神子式部

右惣代

相手方

高木

備前

同 数馬

同所

氏子惣代

三郎兵衛

嘉兵衛

九月廿九日

但馬国城崎郡豊岡町
小田井大明神神主

訴訟方 大石 紀伊

治郎助

寺社

御奉行所

(5)

〔九条家宛小田井社願書〕 小田井県神社蔵

乍恐奉願上候口上書の覚

一御殿の御影(陰)を以、是迄私儀社職相続仕難有奉存候、

然る所、此度領主よりさゝいの儀申立蟄居被申付候

趣意は近來山王御靈の一件の意趣にて私家を破却為

致申巧みと奉存候、然共、先年從御殿心添の御頼

みの儀御奉書、其上小田井社山王両社へ御代拝等迄

も被仰付候故、御殿を恐居申候趣に御座候、然る所

如何躰の者申候哉、九条様御訴願御出入扱と申儀は

御上へは通り申候儀にては無之、皆々諸太夫切の事

扱と申者御座候由、依之、(よよ)弥私を悪(こゝ)取潰申趣意に

御役人中様

九条様

大石 紀伊守
掃部

天明元年閏五月

豊岡小田井大明神神主

○九条家は京都・梅宮神社の伝奏で、神祇官を経ないで上奏

できた。

(6) 「和解状・規定書」

「由利家公私之日記」

嘉永三年
戊十月大石豊後
同 兵庫

小田井神主

山王社家

高木備前殿

一札の事

一今般洪水に付、当小田井社社領并居宅及大破候処、

為修復料金五拾両被致寄附大悦の至り慥に受取幾久

敷神納致候、右仍厚志に山王御靈両社神主職神祇道

の支配の義、其元へ差免し候、尤両社職の義、安永

天明の頃争論有之、已^(レ)関東御裁許も御座候義にて先

に高木筋目の者に候へば勿論當時、兄弟・伯父・甥

の間柄にても不成容易次第に候へ共、年来の望、且

親攝津守遺言の趣も有之、當時小頭役西内幸八殿取

曖^(あつから)にて実父尚堅も彼相勧候、旁任其意差免候、仍て

は別紙取替一札の趣堅相守、永々大切に奉仕可被致

候、為後年一札仍て如件、

取替一札の事

一此度山王御靈両社神主職神祇道の義、從大石兵庫高
木備前へ被相讓候に付、以来双方故障出来不仕候様、
大石兵庫・同豊後・高木備前・五町名主連名相加へ
左の通り取替一札仕置候事、一両社の義、是迄正外遷宮・臨時の祭礼大石家出勤な
らでは難相勤、例年の神事にても大石家へ被相窺差
団有之候へども、此已後不及其義候事、但し親類同
職の事に候故、相互に手伝勤合の義は其節の振合に
て可被相勤候事、

一右一条に付、関東表始吉田家并に小田井産子、其外

十月

由利三左衛門

何方よりも故障筋出来候へば、大石家に引受高木家

今井三郎右衛門

并に連印人別に不抱、事済可有之約定候事、

保田長左衛門

一山王御靈御遷宮并に常例の御神事の外、不法の義私

鳥井忠左衛門

し相企、神祇道御条目、且吉田家配下御下知の義は

由利六左衛門

勿論、頭職の差図堅相守、大切に被相勤候事、

高木備前殿

一小田井社の義、當時差定候産子も少分にて諸普請修

取替一札の事

一前文の通

覆等難行届御座候故、山王於産子右両社支配被致候

高木備前

由緒も有之義故、相談も有之節は成丈の助成取計可

五町名主

高木備前

申候、并口佐野御旅所御神幸神事の節は是又崇敬可

由利三左衛門

仕事、

今井三良右衛門

右の趣、双方和融の上、規定書取替候上は已後神祇道

保田長左衛門

繁榮候様相互に可申談候、尤、故障筋出来不申候様、

鳥井忠左衛門

後年心得違無之ため連印書取替一札如件、

由利六左衛門

嘉永三庚戌年

同 兵庫

大石兵庫殿

世近

同 豊後殿

高木備前

嘉永三年

大石豊後

戌十月

同 兵庫

取替一札の事

一前文の通

嘉永三年

高木備前

前件の通り双方和融に調義仕、於銘々共にも安堵仕候、
仍て取替一札奉差上奥書如件、

大石豊後

同 兵庫

五町名主

由利六左衛門殿

由利三左衛門

鳥井忠左衛門殿

今井三良左衛門

保田長左衛門殿

鳥井忠左衛門

今井三良右衛門殿

由利六左衛門

由利三左衛門殿

鳥井忠左衛門

取替一札の事

嘉永四年

(7) 「鳥井家公私之日録」 〔抜書〕

一前文の通

廿一日 天氣

一 高木氏帰国に付、此度は格別の義に同役三人始め其外先達発起講連中十五六人七ツ頃より登山、預饗応に候、尤今日連中謡組多くに付、暮頃より道具取寄取合壱式番囃并狂言撫致申候て初夜過致下山候、尤吉田より今般被下候感状被致披露致一覽候、則左の通、

山王権現御靈大明神両社祠官源延繁向後可為神主

状如件、

亥十月 神祇官領

右大奉書二ツ折に認め有之候、

嘉永五年

二月大

四日 天氣

一 右神主職に付、大石氏へ礼金五十両の内廿両は高木

氏、出銀の三十両分時節柄悪敷、一昨年冬より産物
(金所)より借用致、已來割不致候に付、今日由利氏へ起会割付致(氏子組)七町組頭行司呼出申入候、尤不遠内右百口加入の義も割付可申入間、其了簡に罷可申旨申入候、

尤此一条小頭西内幸八殿へ彼是取曖有之候に付、同人も出頭申談候、(京口町名志)并佐川も昨日大石へ致同伴且産物より借用も五町名目に付、連印の事故、出席申談候、四ツ前頃致退散候、

(三) 天神社開扉記録 信部 脩氏蔵

(表紙)

天保二辛卯三月吉辰

三十三年期

天神社開扉の節筆録

信部源蔵

祭主

源 藏

後見

要次郎

助僉

榮 次

○宝永二酉七月・元文三子二月・明和七寅三月・寛政
十一未三月、

右は三十三年期先御開帳年月也、

○去寅九月、祖父太郎左衛門、妙楽寺へ登山被致、來
卯三月御開帳仕度候に付、乍御苦勞先規の通御出席、
御神前御勤被下候様御願被申、法印御承知にて御座
候処、十月十日に妙楽寺より祖父を呼、法印御話に
先日久美浜魚屋藤次郎方へ罷越、開帳願書差出候処、
同人申候は御開帳の義は佐野太郎左衛門殿より願無
之候ては御取上無御座候、貴寺社僧など申名目は一

一御開帳相済候ば謝礼金壱両并例年七月の御祭礼に

向御役所に御取用無之由申、願書取次不申候に付、
社僧の名目御上へ不相立候ては来春の御開帳には出席不申候間、何連の寺成共頼、勝手に開帳被致候様御申渡に付、何分にも先規の通御出席御世話被下候様、度々被申入候へ共御聞入無之、其後様々不筋の義共六ヶ敷故障申来、段々取曇人等立入被呉候へ共一向承引無之、其故は村方に佞奸の者一両輩有之、当家の社役を取落し度巧たぐらきにて、様々悪事を妙楽寺へ吹込、腰押致し候に付、村方も和談不仕、当卯正月親類中を呼集、及示談候処、何分にも組合御庄屋中へ持出し、御役所の御差団を請可申と一決致し、其旨與佐野・納屋へ及相談候処、当村御百姓中正月廿九日御出張被下、当村と妙楽寺へ掛合筋合糺し被遣候処、両方共故障申方無之、何事も先規通の姿にて惣方和談に相成申候、

も御出席被下候節は謝礼毫封差上候様、妙楽寺へ申

久美浜

入置候、

御役所

○ 乍恐以書付御願申上候

一但馬国城崎郡佐野村天神、自往古三十三年目に開帳

仕来候處、來卯年に相當申候に付、是迄近辺の真言

宗の僧五、六人相頼、來卯三月廿一日より廿五日迄、

五日の間、為五穀成就供養仕度候間、何卒以 御慈

悲右願の通御聞済被為成下候はば村中一同難有仕合

に奉存候、依之三役人并鍵取連印、以書付御願奉申

上候、以上

但馬国城崎郡佐野村

天神社 鍵取 太郎左衛門

文政十三年寅十二月

百姓代 喜八郎

五穀成就

來卯三月廿一日より廿五日まで

年寄 伊右衛門

○天神社開帳并經会

庄屋 利兵衛

鍵取 佐野村千本

○ 奉願上口上の覚

一当郡佐野村天神社三十三年の開帳、來卯三月相勤申

候に付、御當所町内へ建札の義御願申上度候、宜御

執成、願の通被仰付候様、奉願上候、以上

九日市村

文政十三寅十二月

坪内大隅

大谷由右衛門様

四方小左衛門様

太良左衛門

先年は神主太良左衛門と認來候処、寛政年中御開帳の節、吉田殿任官無之候ては表向神主と相成不申旨、小田井より被申越候に付、鍵取と認、

○豊岡へ勧化に差出候へ共、御奉行様は当家從来御懇意を請候に付、口上にて御願申上、御少頭(小)へも口上にて御届申上置候、

○雷神社本社左の方に戸帳を掛、神鏡并金の幣帛を直し御開帳、鏡餅を供、

天満宮本社右の方にて開帳、神酒・御供物・鏡餅、左右に梅松の作花、但、右松、左梅也、

本社にて御影并庖瘡御守・雷除御守出す、礼錢心持次第、附 神酒・御洗米・饗膳出す、

觀世音菩薩、拝殿にて御開帳、御菓子武対、作花壱

対、御膳は三宝にて日々兩度づつ奉供、白玉大明神

は東の方、西向に表間に表間半の仮宮を建、御開帳、

神酒・鏡餅を供、役人武人宛にて勤る、天満宮略縁起出す、礼物心持次第也、尤、御尋に候へば拾武銅、靈寶物 土様御冠の紐并御扇子

拝殿は東南に表間宛の掛け出し、拝殿の西掛け出し、板敷奥に入、表間半に武間、但、御衆僧方御休足所也、御役人座敷 壱間半四方

白玉明神御仮宮の次に仮屋を建、古仏武体開帳、別に万燈勧進所小屋立る、

右の外、番人小屋・茶番小屋等、氏子中より仕立、千本より薙壠枚・かたふ武枚・俵壠俵づつ出す、奥佐野よりむしろ・かたふ同様に出、小屋掛け人足は千本・奥佐野村中不残出、薙・かたふ・繩藁等、不足の分は追々出申候、道造りは御開帳前千本より作る、

○ 御衆僧方

長樂寺 御弟子武人 妙樂寺 御弟子壣人 東樂寺 代

江戸時代

○御役所より御小頭出役、庄屋にて御仕給、	平皿 <small>高野豆腐</small> あげ豆腐 <small>わらび 竹の子 こんにゃく</small>
○兩村より宮へねり込、	御飯
○立花壱対施主	利納茂三郎
○当村若者より米并樽壱荷、其の輶奉納、	外にひたしもの
奥佐野より米奉納、	
○大石撰津殿・浦町高木氏・福田氏宜被立寄、先年御開帳の節は高木氏神子へ申来候處、此度は御沙汰も無之段御尋に付、先年の旧記等、一向無之、主人も宮勤にて御座候へば早々相談仕、明日御返答可申旨申答、御酒・吸もの等差出申候、	廿三日 中日 俄雨
朝献立	○台所元ノ
平皿 <small>とうふ</small> あんかけ	香物
平皿 <small>あげ豆腐</small>	朝献立
御汁 <small>わらび</small>	奥サノ
御飯	御汁
夕	平皿 <small>焼豆腐</small>
平皿 <small>けしお豆腐</small>	黄飯
御飯	御汁 <small>つかみ豆腐</small>
小皿 <small>やく味</small>	御汁 <small>青もの</small>
餌かけ鮪汁	又兵衛門 <small>惣兵衛門</small>

吸物
めうがふ

菓子椀
かわふ子草
油あげ豆腐

小蓋
かたつまみ

雪

かわふ子草
油あげ豆腐

鉢台

神鬼豆腐
猩々馬草
うどんのり

ひたし物
わらび

御茶漬

御飯

平皿

とうふ

御茶
御菓子

香物

廿四日 曇天、雨不降

台所元メ

奥サノ
惣兵衛
五郎右衛門

朝献立

煮しめ

昼

猪口
白あへやく

赤飯

御汁
千大こん
ちまき豆腐

御飯

夕

小皿
ひたしもの

御汁
すまし

御飯

平皿

とうふ

御茶
御菓子

穂銀三両上る、

○賀茂銀武匁

○当村は先例にて今日も休日、

加藤三左衛門

○加茂銀毫封

出石 善教寺

○社内収納百壱匁

廿五日 晴天 台所取メ 奥佐野村藤左衛門
又兵衛 一 同取次 口サノ 安兵衛

今日夕座にて経会満願、大衆は廿六日朝御立、
(奥佐野御百姓中
武人づつ)

大衆へ礼金 一 同膳

金壱両 妙楽寺、外大衆は銀拾弐匁つつ、伴僧に弐匁、
御供に壹匁也、

廿七日、無滯経会相済候御達に久美浜へ罷出申候、
一 神酒蚕御札

御本人銀六匁、御小役へ四匁、郷宿藤四郎へ杉原
一 白玉明神御前

式帳、
一 古仏靈前

一 御供物、氏子中不残へ配当いたし申候、
勘次郎弟 寿 平 右同断

千本清吉
喜十郎
藤右衛門 千本勘助
七助
藤左衛門 千本太五郎
八五郎 千本太五郎
八五郎

経会中役割 一 神酒蚕御札

一 御本社 信部源藏

後見(要次郎
榮助) 一 同膳

一道中大衆方警固 一 神酒蚕御札

千本清三郎
太郎左衛門 千本清吉
喜十郎
藤右衛門 千本清吉
喜十郎
藤右衛門 千本清吉
喜十郎
藤右衛門

後三人は出役也、 納屋より武人づつ

